

売 払 い 契 約 書

- 1 売払い物件 幸田町立小中学校使用済GIGAスクール端末等
処分売払い（単価契約）
- 2 契約金額 金 円／台
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円／台
- 3 契約保証金 免 除
- 4 履行期限 令和9年2月28日まで
- 5 引渡場所 幸田町地内

上記の物件の売払いについて、売出人 幸田町 を甲とし、
買受人 を乙として、次の条項により契約を締結する。

この契約を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

(甲) 売出人 額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
幸田町
幸田町長 成瀬 敦

(乙) 買受人

契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等に
従い、日本国の法令を遵守し、この売払い契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 甲は、別紙仕様書に掲げる物件（以下「物件」という。）を乙に売渡し、乙はこ
れを買い受ける。

(代金の納付)

第3条 乙は、甲の発行する納入通知書により契約後、別途定める期日までに代金を甲に
支払うものとする。

(物件の引渡し)

第4条 甲は、代金の納入確認後物件を乙に引き渡すものとする。

(かし担保責任)

第5条 乙は物件の所有権が移転した後、当該物件に隠れたかしがあることを発見して
も、代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の破棄をすることができない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除できる。

(原状回復)

第7条 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、この指定する期日までに
物件を原状に回復して返還しなければならない。

2 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの代金を乙に返還す
る。ただし、返還金に利息は付さない。

(損害賠償)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損
害を請求することができる。

(返還金の相殺)

第9条 甲は、第7条第2項の規定により代金を返還する場合において、乙が同条第1項
に定める原状回復に代わる賠償又は前条に定める損害賠償として、甲に支払うべき
金額があるときは、その返還金をそれらの全部又は一部と相殺するものとする。

(契約の費用)

第10条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(疑義の解決)

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、幸田町契約規則の
定めるところによるほか、そのつど甲と乙が協議して定めるものとする。